

「学校生活に関する意識調査」等の結果分析等業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「学校生活に関する意識調査」等の結果分析等業務

2 委託期間

契約日から令和7（2025）年2月28日（金）まで

3 目的

本県の不登校児童生徒数は、小・中学校、高等学校（全日制）では令和4（2024）年度において、過去10年で最多となっており、未然防止・初期対応・支援の視点からの取組の充実が必要である。このため、県教育委員会が実施する調査結果を多面的・多角的に分析し、不登校の未然防止及び不登校児童生徒への支援に関する取組の充実に生かすことを目的とする。

4 委託業務の内容

県と随時協議の上、次に掲げる業務を行うこと。

(1) 調査結果の集計及び分析

区分	内容
集計・分析	<p>○県から提供する ①「学校生活に関する意識調査」及び ②「不登校に関する保護者への調査（仮称）」のデータについて、次により各設問の単純集計及びクロス集計を実施するとともに、不登校に関する専門的知見を基に分析を行い、本県の特性や優位性・課題等の仮説を整理すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・クロス集計の対象については、学校種別、欠席に関する状況等を基本とするが、具体的な項目等については事前に県と協議すること。・文部科学省の不登校に関する全国調査結果（「令和2年度不登校児童生徒の実態調査」等）や「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果との比較性も考慮したクロス集計・分析も実施すること。

(2) 集計速報の作成

区分	内容
集計速報の作成	<p>○「5 業務スケジュール」で示す期日までに、次により集計速報を作成し、電子媒体により県に提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・調査結果（速報値）概要書及び設問項目毎の単純集計及びクロス集計結果を作成すること。・主要な項目については図表やグラフを作成し、視覚的に分かりやすいものとする。・県HP等において公表されること及び県主催会議における会議資料として活用されることを前提として作成すること。

(3) 調査結果報告書の作成

区分	内容
調査結果報告書の作成	<p>○「5 業務スケジュール」に示す期日までに、次により調査報告書を作成の上、提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「4の(1)及び(2)」で実施した分析の結果を十分踏まえた上で、必要な考察、課題の整理及び今後の不登校対策のあり方等に係る提言を盛り込むこと。 ・報告書の体裁については、図表やグラフ等によるほかレイアウトにも配慮し、視覚的に分かりやすいものとする。 (報告書のページ数については特段制限を設けない。) ・調査結果を分かりやすく短時間で把握できる概要版を作成すること。 ・報告書(概要版を含む)は県HP等において公表されること及び県主催会議における会議資料として活用されることを前提として作成すること。

(4) 調査結果報告書の調整

区分	内容
調査結果報告書の調整	○「5 業務スケジュール」に示す期日まで、栃木県不登校総合対策検討委員会等の検討状況を踏まえた調査結果報告書の調整をすること。

5 業務スケジュール

以下のスケジュールを前提に調査及び集計・分析を円滑に実施するとともに、契約期間内に業務を完了するよう必要な対応をとること。

①「学校生活に関する意識調査」

- | | |
|----------------------------------|---|
| (1) 県から乙への「意識調査」調査シートの提供 | 県ホームページ公表済
(https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/documents/ishikichousa.pdf) |
| (2) 県から乙への「意識調査」結果データの提供 | 令和6(2024)年8月9日(金)以降 |
| (3) 集計・分析データ及び調査結果(速報値)概要書等の提出期限 | 令和6(2024)年9月20日(金)頃目途 |
| (4) 調査結果報告書及び根拠資料提出期限 | 令和6(2024)年11月29日(金)頃目途 |
| (5) 調査結果報告書の調整 | 令和7(2025)年2月28日(金)まで |

②「不登校に関する保護者への調査(仮称)」

- | | |
|----------------------------------|------------------------|
| (1) 県から乙への「保護者調査」調査シートの提供 | 令和6(2024)年9月2日(月)頃目途 |
| (2) 県から乙への「保護者調査」結果データの提供 | 令和6(2024)年9月30日(月)以降 |
| (3) 集計・分析データ及び調査結果(速報値)概要書等の提出期限 | 令和6(2024)年10月11日(金)頃目途 |
| (4) 調査結果報告書及び根拠資料提出期限 | 令和6(2024)年11月29日(金)頃目途 |
| (5) 調査結果報告書の調整 | 令和7(2025)年2月28日(金)まで |

6 成果品の提出

以下の形式により、成果品を納品すること。

区分	成果品名	納品形式	備考
集計・分析データ	単純集計表 (グラフや図表を含む)	Excel形式	電子データを保存したメディア (USBメモリ等) を提出
	クロス集計表 (グラフや図表を含む)	Excel形式	
報告書	調査結果(速報値)概要書	PowerPoint形式	
	調査結果報告書	Word形式	
	報告書概要書	PowerPoint形式	
根拠資料	本業務内容に関連して収集・取得した基礎情報、調査結果、バックデータ、その他調査結果の根拠・裏付けとなるデータ	PDF形式またはMicrosoft Officeで処理できるファイル形式	

7 その他

(1) 再委託について

乙は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは出来ない。ただし、本業務を効果的・効率的に実施する上で必要な場合は、予め県と協議の上、業務の一部を再委託することができる。

(2) 守秘義務について

乙は、本業務を実施する上で知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、本業務終了後も同様とする。

(3) 業務実施体制について

乙は、契約締結後速やかに、業務実施責任者氏名を含む業務実施体制について県に報告すること。なお、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。

(4) 仕様書にない事項の取扱い

この仕様書に定めのない事項又は仕様書の内容に疑義が生じた場合は、県と乙が協議の上、その取扱いについて定めるものとする。

(5) 仕様書の記載事項の変更

県は、業務実施過程においてこの仕様書の記載内容に変更の必要が生じた場合は、乙に協議を申し出ることがある。この場合、乙は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

(6) 著作権の取扱い

本業務における調査結果データ、分析資料、成果物及び業務中に作成した資料など、県に提出した資料の所有権及び著作権は、すべて甲に帰属するものとする。

【参考資料】

○県がから乙に提供する調査の概要（予定）

区 分	内 容
調査対象	①「学校生活に関する意識調査」 県内の公立学校の以下の学年に在籍する児童・生徒 ・小学校及び義務教育学校前期課程（336校）6年生（約15,000人） ・中学校及び義務教育学校後期課程（154校）2年生（約11,000人） ・高等学校（全日制）（58校）2年生（約15,000人） ②「不登校に関する保護者への調査（仮称）」 県内に在住する不登校児童・生徒の保護者（全校種）（約5,000人）
実施時期	①7月8日から8月9日まで ②9月2日から9月30日まで（予定）
回答形式	①1人1台端末（タブレット）等を用いたWeb上での回答 ②Web上での回答
調査項目数等	①50項目程度 （ https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/documents/ishikichousa.pdf ） ②40項目程度

○児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm

○「不登校児童生徒の実態把握に関する調査報告書」（令和3年10月 文部科学省）

https://www.mext.go.jp/content/20211006-mxt_jidou02-000018318_03.pdf

○文部科学省委託 不登校に関する調査研究協力者会議報告書（令和4年6月 不登校に関する調査研究協力者会議）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/108/001/toushin/mext_01151.html

○文部科学省委託事業 不登校要因分析に関する調査研究 報告書（令和6年3月公益社団法人子どもの発達科学研究所 浜松医科大学 子どものこころの発達研究センター）

https://kohatsu.org/pdf/futoukouyouin_202403_a5.pdf